

岐阜県公報

号外 (4) 平成三十一年三月二十九日

目 次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

訓 令 甲

(入
事
課)

六 三 ページ

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第百一十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第一号中「する」を「行う」に改め、同項第四号中「規定により」を「規定による」に改め、同項第五号中「規定により同条第一項ただし書の」を「規定による」に改め、同項第六号中「法」の下に「第三条第七項及び」を加え、同項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

7 法第三条第八項、第四条第三項及び第五条第一項の規定により土地の調査等を命ずること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第九号中「汚染の除去等の措置を講すべきこと」を「汚染除去等計画の作成及び提出」に改め、同項中第三十八号を第五十四号とし、第三十七号を第五十三号とし、第三十六号を第五十二号とし、第三十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

51 処理業省令第十三条第三項の規定による廃止措置実施報告を受けること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第三十四号中「別表第六一の項」を「別表第八一の項第一号口及び第二号ホ並びに四の項第一号ニ及び第二号ホ」に改め、同号を同項第四十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

48 処理業省令第五条第二十号の規定により地下水の水質が基準に適合している旨の確認を行うこと。

49 処理業省令第五条第二十一号口の規定により大気有害物質を同号イの規定に従つて排出している旨の確認を行うこと。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第三十三号中「第四十四条第五項」の下に「(施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第四十号とし、同号の次に次の六号を加える。

41 施行規則第五十二条の五第一項の規定による土壤の汚染状態又は有害物質の飛散等に関する届出を受けること。

42 施行規則第五十二条の六第一項及び第二項の規定による施行管理方針の変更の届出を受けること。

43 施行規則第五十二条の七第一項の規定による施行管理方針の廃止の届出を受けること。

44 施行規則第五十二条の八第一項の規定による土壤の汚染状況について把握すること。

45 施行規則第五十二条の八第一項の規定により施行管理方針の確認を取り消すこと。

46 施行規則第五十九条の二第二項第三号イの規定による搬入された土壤に係る届出を受けること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第三十二号中「第四十三条第二号及び第三号」を「第四十三条第三号及び第四号並びに第五十条第一項第三号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十一号中「第四十三条第一号口」の下に「及び第五十条第一項第一号口」を加え、「する」を「行う」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十号中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第二十九号を第三十六号とし、第二十五号から第二十八号までを七号ずつ繰り下げ、同項中第二十四号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

31 法第二十七条の五の規定による国等との協議に係る書類を受けること。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項中第二十三号を第二十九号とし、第二十号から第二十二号までを六号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「第二十条第六項」の下に

「(同条第九項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項中第十八号を第二十四号とし、第十三号から第十七号までを六号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十一号中「第十二条第一項から第三項」を「第十二条第一項から第四項」に改め、同号を同項第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

17 法第十二条第一項第一号の規定により施行管理方針が基準に適合する旨の確認を行うこと。

別表第三県事務所長の部二十一の五の項第十号中「指示措置等を講ずべきこと」を「汚染除去等計画の変更」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

13 法第七条第五項の規定により汚染除去等計画の変更を命ずる期間の短縮を通知すること。

14 法第七条第八項の規定により実施措置を講すべきことを命ずること。

15 法第七条第九項の規定による実施措置の報告を受けること。

16 別表第三県事務所長の部二十一の五の項第九号の次に次の二号を加える。

17 法第七条第二項の規定により汚染除去等計画の提出を命ずること。

18 別表第三農林事務所長の部十七の項第二号中「第十八条第十六項」を「第十八条第七項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、同項第二十一号中「第一百三十三条第一項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「管轄の登記所」を「管轄登記所」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「不換地の指定をする」を「特別減歩予定地又は不換地予定地として指定する」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第五十三条の二」を「第五十三条の一第一項」に、「異種目換地を」を「異種目換地予定地として」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「規定により」を削り、「を認可」を「の認可を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「規定により」を削り、「を認可」を「の認可を」に改め、同号を同項第四号

とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 3 法第二十九条の二第四項の規定による決算関係書類の提出を受けること。
別表第三農林事務所長の部二十六の項第七号中「第五十二条第三項」を「第五十二条
第四項」に改め、同表建築事務所長の部十二の項第六号中「次号において同じ」を削
り、同項第七号中「第十八条第一項」の下に「(法第二十二条の二第五項において準用す
る場合を含む。)」を加え、「規定により」を「規定による」に改め、同項第八号中
「第二十一条」の下に「(法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。)」を
加え、同項第九号中「第二十二条」の下に「(法第二十二条の二第五項において準用す
る場合を含む。)」を加え、同項第十三号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六
項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十三号とし、同号の次に次
の一号を加える。

訓令甲

岐阜県訓令甲第四号

序中一般

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事
古田

肇

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

- 法第五十三条第五項の規定により法第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告させること。

別表第三建築事務所長の部十二の項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

10 法第二十二条の二第四項の規定により協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定をすること。

別表第三流域净水事務所長の部一の項第六号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第四項」に改める。

附
則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 別表第三岐阜地域環境室の表十六の項中「及び土壤汚染対策法施行規則（以下この項目中「施行規則」という。）を「土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この項中「施行規則」という。）及び汚染土壤処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号。以下この項中「処理業省令」という。）に改め、同項部長専決事項の欄第九号中「第四十四条第五項」の下に「（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 施行規則第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消し別表第三岐阜地域環境室の表十六の項部長専決事項の欄中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同欄第六号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「計画変更命令」を「計画の変更命令」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第五号中「第

四 森林經營管理 法(平成三十年 法律第三十五 号。以下この項 中「法」という。) の施行事務	別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「同条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同欄第十号中「事業」を「土地改良事業計画」に改め、同欄中第二十一号を第二十三号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第十三号中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十二号中「第八十八条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告等」を「第八十八条の規定による計画の変更及び土地改良事業の廃止等」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄中第十一号を第十三号とし、同欄第十号の次に次の二号を加える。	別表第三農地整備課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「同条第五項の」の下に「規定による」を加え、同欄第三号中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同欄第十号中「事業」を「土地改良事業計画」に改め、同欄中第二十一号を第二十三号とし、第十四号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第十三号中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十二号中「第八十八条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定による公告等」を「第八十八条の規定による計画の変更及び土地改良事業の廃止等」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄中第十一号を第十三号とし、同欄第十号の次に次の二号を加える。	8 令第十八条の 准看護師養成所 の指定及び令第 二十条において 読み替えて準用 する令第十六条 第一項の規定に よる指定の取消 し
3 2 法第十九条第 一項の裁定 法第二十条第 一項の裁定	1 法第十八条第 一項の規定によ る通知 事務	1 法第三十六条 第一項の規定に よる公募 2 法第三十六条 第二項の規定に よる公表	4 法第二十七条 第一項の裁定 5 法第二十八条 第一項の規定に よる通知及び公 告 6 法第四十八条 第三項の規定に よる協議 7 法第四十八条 第三項の規定に よる公告
	別表第三森林整備課の表に次のように加える。 六 森林經營管理 法(以下この項 中「法」という。) の施行事務	別表第三森林整備課の表に次のように加える。 六 森林經營管理 法(以下この項 中「法」という。) の施行事務	一項の規定によ る通知 4 法第二十七条 第一項の裁定 5 法第二十八条 第一項の規定に よる通知及び公 告 6 法第四十八条 第三項の規定に よる協議 7 法第四十八条 第三項の規定に よる公告
	別表第三森林整備課の表に次のように加える。 六 森林經營管理 法(以下この項 中「法」という。) の施行事務	別表第四農林事務所の部六の項現地機関の長専決事項の欄に次の二号を加える。 1 土地改良区等の定款変更に係る公告 2 異種目換地予定地の指定に係る公告 3 特別減歩予定地又は不換地予定地の指定に係る公告	別表第四農林事務所の部六の項現地機関の長専決事項の欄に次の二号を加える。 1 土地改良区等の定款変更に係る公告 2 異種目換地予定地の指定に係る公告 3 特別減歩予定地又は不換地予定地の指定に係る公告

附 則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

府中一般
各現地機関

- 6 法第七条第二項の規定による汚染除去等計画の提出命令
- 7 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画の変更命令
- 別表第二県事務所の表二十七の五の項所長決裁事項の欄第三号中「第四条第三項」を「第三条第八項、第四条第三項」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号中「同条第一項ただし書の」を削り、同号を同欄第三号とし、同欄中第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。
- 1 法第三条第三項の規定による土地所有者等に対する有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知
- 別表第二県事務所の表二十七の五の項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「施行規則及び処理業省令」を加える。

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（平成一四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表二十七の五の項中「」及び土壤汚染対策法施行規則（平成一四年環境省令第二九号）を「。以下この項において「法」という。」、土壤汚染対策法施行規則（平成一四年環境省令第二九号。以下この項において「施行規則」という。）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成二一年環境省令第一〇号。以下この項において「処理業省令」という。）に改め、同項所長決裁事項の欄第九号中「第四十四条第五項」の下に「（施行規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同欄第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 施行規則第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消し

別表第二県事務所の表二十七の五の項所長決裁事項の欄中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同欄第六号中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「計画変更命令」を「計画の変更命令」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第五号中「第七条第四項」を「第七条第八項」に、「汚染の除去等の措置命令」を「実施措置命令」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第四号中「汚染の除去等の措置の指示」を「汚染除去等計画の作成及び提出の指示」に改め、同号を同欄第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則